

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
・ サービス利用料金 (日/単位)		670	740	815	886	955
・ サービス提供体制強化加算 I (日/単位) 注1				22		
・ 看護体制加算 I (日/単位)				4		
・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)				18		
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位) 注2 《令和6年6月から》		100	110	120	130	140
合計単位		814	894	979	1060	1139
・ 科学的介護推進体制加算 (月/単位)				50		
・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (月/単位)				10		
合計単位				60		
上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）		1割負担額 828	1割負担額 909	1割負担額 995	1割負担額 1,077	1割負担額 1,157
		2割負担額 1,655	2割負担額 1,817	2割負担額 1,991	2割負担額 2,155	2割負担額 2,314
		3割負担額 2,483	3割負担額 2,726	3割負担額 2,986	3割負担額 3,232	3割負担額 3,471
基本的に係る費用	・ 居室に係る自己負担額 (円) 《令和6年8月から》	・ 第4段階 (標準)	個室 2,462			
		・ 第3段階	個室 1,370			
		・ 第2段階	個室 880			
		・ 第1段階	個室 880			
・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)	1,445				
	・ 第3段階②	1,360				
	・ 第3段階①	650				
	・ 第2段階	390				
	・ 第1段階	300				
・ 1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室
	・ 第4段階 (標準)	4,735	4,816	4,902	4,984	5,064
	・ 第4段階 (2割負担)	5,562	5,724	5,898	6,062	6,221
	・ 第4段階 (3割負担)	6,390	6,633	6,893	7,139	7,378
	・ 第3段階② 注5	3,558	3,639	3,725	3,807	3,887
	・ 第3段階① 注6	2,848	2,929	3,015	3,097	3,177
	・ 第2段階	2,098	2,179	2,265	2,347	2,427
	・ 第1段階	2,008	2,089	2,175	2,257	2,337
該当する場合に係る費用	・ 安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。				20
	・ 初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30
	・ 入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。				246
	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づき療養食を提供したとき、1食ごと算定。				6
	・ 特別通院送迎加算 (月/単位)	透析を要する入所者であって月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。				594
	・ 退所時情報提供加算 (単位)	医療機関へ退所する際に同意を得て心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合。1回に限る。				250
	・ 退所時栄養情報連携加算 (単位)	退所後の医療機関に対し栄養管理の情報を提供した場合。特別食又は低栄養の入所者。				70
	・ 新興感染症等施設療養費 (単位)	新興感染症中発生時、医療機関と連携し施設内で療養を行った場合。月に1回連続5回迄。				240
	・ 看取り介護加算 1 (単位)	死亡日以前31日以上45日以下。				72
	・ 看取り介護加算 2 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。				144
・ 看取り介護加算 3 (単位)	死亡日の前日及び前々日。				680	
・ 看取り介護加算 4 (単位)	死亡日。				1,280	
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	《令和6年6月から》 「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100 が加算されます。				
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		個室	個室	個室	個室	個室
自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)	142,039	144,467	147,068	149,530	151,923
	・ 第4段階 (2割負担)	166,869	171,724	176,926	181,850	186,636
	・ 第4段階 (3割負担)	191,699	198,982	206,784	214,170	221,349
	・ 第3段階②	106,729	109,157	111,758	114,220	116,613
	・ 第3段階①	85,429	87,857	90,458	92,920	95,313
	・ 第2段階	62,929	65,357	67,958	70,420	72,813
	・ 第1段階	60,229	62,657	65,258	67,720	70,113
その他入居中に係る費用について（介護保険の給付の対象外）		居室電気料・出張美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用（衣類や口腔ケア用品、嗜好品など）				

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）

注2 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に14/100を乗じます。

注3 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下

注4 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。